

平成 2 2 年度

さいたま市男女共同参画施策に関する苦情の申出の処理状況

1 申出・処理件数

申出件数 5 9 件（うち 3 件取下げ）

処理件数 8 件

繰越件数 4 8 件

2 概要

申出内容	処理状況
1 『男女共同参画の視点からの公的広報の手引』を男女共同参画推進センターの資料コーナーに配架し、かつ貸出しできるようにしてほしい。 (申出 平成 2 2 年 9 月)	男女共同参画推進センターの資料コーナーに配架し、これを広く活用することは市民意識の向上に資すると思われるため、配架について検討するよう助言を行った。 (処理 平成 2 3 年 3 月)
2 第 2 次プランの「男女共同参画の視点にたった表現の浸透」(基本的施策の第 8 番目)について、さらに効果的な努力と工夫を重ねてほしい。 (申出 平成 2 2 年 1 0 月)	男女共同参画社会の実現に向けて市職員にその基本理念を周知徹底することは、事業を推進するための基本であり、そのための職員研修等には、男女共同参画に関する事項を必須項目とする等、研修部門との連携等体系付けた周知方法が望まれる。刊行物等の作成に当たっては、確実に男女共同参画について検討するような仕組みづくりを働きかける等、法と条例の趣旨が日常業務に反映されるよう助言を行った。 (処理 平成 2 3 年 3 月)
3 男女共同参画推進センターの職員は、同資料コーナーに配架されていない男女共同参画関係資料についても、市民に対し積極的に情報提供してほしい。 (申出 平成 2 2 年 1 0 月)	同資料コーナーに配架できる資料には限度があることから、申出にある配架以外の資料についても、その内容を精査のうえ対応すべきである旨を伝え、勧告等を行わなかった。 (処理 平成 2 3 年 3 月)

<p>4 市の指定出資法人( 社団法人さいたま観光コンベンションビューローほか21法人) に対し、条例及び『男女共同参画の視点からの公的広報の手引』等の存在と内容を周知してほしい。</p> <p>( 申出 平成22年10月)</p>	<p>男女共同参画社会の実現に向けて、市の指定出資法人の実施する事業も例外ではなく、男女共同参画の推進に努めなければならない。条例第4条の規定から、法及び条例の趣旨の周知にあたり、市の指定出資法人を除外すべき理由は見当たらない。また市からの派遣職員の存在等を考慮すると、積極的に取り組むことが望ましいことから、法人設立の責任者として、市の指定出資法人に対して、法及び条例等の趣旨の周知を図るよう助言を行った。</p> <p>( 処理 平成23年3月)</p>
<p>5 『市報さいたま』2010年7月号に掲載されている「第23回スパークカーニバル」関係の写真については、男女共同参画のまちづくりの推進にマイナスの影響を及ぼしかねない変な誤解を市民へ与えないよう、記事又はキャプションにおいて十分な説明を行ってほしい。</p>	<p>『市報さいたま』2010年7月号に掲載されている「第23回スパークカーニバル」関係の写真自体については、「男女共同参画のまちづくりの推進にマイナスの影響を及ぼしかねない変な誤解を与える」とまでは言えない。</p>
<p>6 『市報さいたま』2010年9月号に掲載されている大宮夏まつりの写真について、男女共同参画の推進の視点から、その説明を十分に付記してほしい。</p> <p>( 申出 平成22年10月)</p>	<p>しかし、『市報さいたま』は、市の行政を網羅し、市を代表して最も信頼のある公的広報であり、外に与える影響は極めて大きい。その発行には細心の注意を払い、十分な手続きを経ているが、編集に際しては、男女共同参画の視点からも検討するよう努めてほしい。また、編集に携わる職員の交替や社会情勢及び時代の変遷に伴う変化に対しても十分な対応と細心の注意を払うことが求められるので、職員が替っても必然的に検討するような仕組みと、情勢の変化や法改正などにも速やかな対応ができるよう編集過程の整備を期待する旨の助言を行った。</p> <p>( 処理 平成23年3月)</p>

<p>7 『さいたま市市勢要覧2010』に掲載されているスパークカーニバルの写真について、男女共同参画の視点から、その説明を十分に付記してほしい。</p> <p>(申出 平成22年10月)</p>	<p>『さいたま市市勢要覧2010』に掲載されているスパークカーニバルの写真については、問題ないと判断した。しかし、『さいたま市市勢要覧2010』は市を紹介するうえで、その影響は大きく市の姿勢をも問われる存在である。現在、市では男女共同参画社会の実現を目指し、その目的を達成するため専門部署を置き、拠点施設を設置するなど積極的に取り組んでいる状況から、『さいたま市市勢要覧』の発行にあたっては、男女共同参画社会の視点に沿った表現とすべきである。今後の発刊にあたっては、男女共同参画社会の視点を考慮した検討が、必然的にできるような仕組みの確立を進言する旨の助言を行った。</p> <p>(処理 平成23年3月)</p>
<p>8 『大宮区ガイドマップ』に掲載されているスパークカーニバルの写真について、男女共同参画の推進の視点から、その説明を十分に付記してほしい。</p> <p>(申出 平成22年10月)</p>	<p>調査過程において、次回からは男女共同参画の視点から十分な検討ができるような体制をとるなどの意思表示があり、今後改善が期待できるため、勧告等を行わなかった。</p> <p>(処理 平成23年3月)</p>